



「強制出向裁判」で不当判決!!

9月18日、大阪地裁第5民事部は、「強制出向裁判」の判決を下しました。

JR東海労の運動を職場から無くしていくために行われた強制出向に対して、大阪地裁第5民事部の裁判官は、こんなデタラメな内容でしか判決を出せませんでした。

何処を見て何を聞いて判断しているのか??

- JR 東海会社の就業規則に基づいて出向命令権があるのだから問題ない。
- 出向の必要性は、コロナ禍で余剰人員が発生したからであり、54 歳原則出向制度を形式に適用したわけではない。
- 人選も年齢を基準にしており、合理性がある。結果として東海労が多いからといって、不合理とまでは言えない。
- 西さんが神社の警備についてしたことについても、出向先は関連会社に限定されていないのだから問題ない。
- 経済的不利益や組合活動への制約は一定程度生じているが、「著しい」不利益ではない。
- 下茂さんも、西さんも、前田さんも専任社員雇用契約に同意した。不服はあったとしても結果として出向を選んだのであって、心裡留保ではない。(心裡留保とは、意思表示を行う者が自己の真意と表示行為の内容との食い違いを自覚しながら行う意思表示)

職場は変わった！ 仲間も増えた！

裁判所の判断とは裏腹に、職場の仲間は真実を知っています。そしてこれからも諦めずに声を上げて行動していくことの大切さを共有することが出来ました。

私たちは、この度の不当判決のどこがどうおかしいのかを明確にするために控訴します。そして、私たちの権利と利益を守るために、新たな闘いも展開していきます！

この間の闘い（職場の闘いと第三者機関を活用した闘い）を支援してくれた仲間と共に、更なる闘いを展開し組織の強化と拡大を実現します。

私たちの権利と利益を守るために共に闘おう！

私たちが闘うことを通じて勝ち取ってきた権利と利益は、闘うことによってしか守れません。これからも職場での闘いと第三者機関をも活用した闘いを強化して、私たちの権利と利益と仲間を守っていきましょう！